CAPITAL GROUP℠

投資信託説明書(交付目論見書)
2022年3月18日

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド

Aコース(年2回決算／米ドル売り円買い)　Cコース(毎月分配／米ドル売り円買い)
Bコース(年2回決算／為替ヘッジなし)　Dコース(毎月分配／為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／資産複合

販売会社および基準価額等に関するお問い合わせ先

フリーコール
0120 − 411− 447 (営業日9～17時)

ホームページ
capitalgroup.co.jp

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行なう「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース／Bコース／Cコース／Dコース」の受益権の募集については、キャピタル・インターナショナル株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年9月16日に関東財務局長に提出しており、2021年9月17日にその届出の効力が生じております。
- 各ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、ファンドの約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

委託会社
ファンドの運用の指図を行なう者

キャピタル・インターナショナル株式会社
金融商品取引業者登録番号:
関東財務局長(金商)第317号
設立年月日: 1986年3月1日
資本金額:450百万円(2022年1月31日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
7,746億円(2022年1月31日現在)

受託会社
ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

	商品分類			属性区分				
ファンド略称	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
「A コース(年 2 回決算／米ドル売り円買い※)」	追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券(株式／債券))	年 2 回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
「B コース(年 2 回決算／為替ヘッジなし)」								
「C コース(毎月分配／米ドル売り円買い※)」					年 12 回(毎月)			
「D コース(毎月分配／為替ヘッジなし)」								

※実質的に米ドル売り円買いの為替取引を行ないますが、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを行なうことを目的としていません。
上記、属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp/)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

ファンドの特色

- **エマージング市場＊1の株式、債券等を実質的な主要投資対象＊2とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。**

＊1 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
＊2 ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とするルクセンブルク籍の投資信託証券（以下「外国投資信託」ということがあります。）※と、わが国の公社債や短期金融商品を主要投資対象とする国内の投資信託証券（以下「国内投資信託」ということがあります。）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
※ 運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。

＜マザーファンド受益証券を通じて実質的に投資する外国投資信託の投資方針＞
エマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。
① エマージング市場の株式や債券を含む広範な投資ユニバースから収益機会を追求します。
② ポートフォリオの構築は、個別銘柄選択によるボトムアップで行ないます。
③ 銘柄選択にあたっては、個別銘柄の期待リターンと同時にポートフォリオに与えるリスクの度合いを勘案します。

運用プロセス

調査・分析・議論

投資対象

エマージング市場の株式、先進国通貨建て＊および現地通貨建てソブリン債や社債、インフレ連動債、通貨等

- 株式アナリスト、債券アナリスト、マクロ・エコノミストが幅広くエマージング市場をカバー

→

リスク分析

投資候補銘柄の絞込み

- 資産クラスの枠を越えて、個別銘柄のリスク・リターン効率を比較
- 運用担当者が確信度に基づき各自の裁量で投資判断

→

リスク管理・牽制

ポートフォリオ構築

ボラティリティ目標：
一定水準の範囲内となるよう日次で管理

＊ 主に米ドル建てまたはユーロ建てをいいます。

- **ファンドは、以下の4つのコースから構成されています。**

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド A コース（年 2 回決算／米ドル売り円買い）	（以下「A コース」といいます。）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド B コース（年 2 回決算／為替ヘッジなし）	（以下「B コース」といいます。）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド C コース（毎月分配／米ドル売り円買い）	（以下「C コース」といいます。）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンド D コース（毎月分配／為替ヘッジなし）	（以下「D コース」といいます。）

- 「Aコース」「Cコース」は、米ドル売り円買い＊1の為替取引を行なう外国投資信託に実質投資します。
「Bコース」「Dコース」は、対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない外国投資信託に実質投資します。
「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間で、無手数料のスイッチングが可能です。＊2

＊1 「米ドル売り円買い」とは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。
＊2 販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

「Aコース」「Cコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）（ 以下「A/Cマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「A コース」 「C コース」	＜外国投資信託＞ キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラス Cdmh-JPY）（以下「ETOP（クラス Cdmh-JPY）」といいます。）
	＜国内投資信託＞ 日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）（以下「日本短期債券ファンド」といいます。）

※ 「Aコース」「Cコース」ともに「ETOP（クラスCdmh-JPY）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

「Bコース」「Dコース」は、キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）（ 以下「B/Dマザーファンド」といいます。）を通じて、次の外国投資信託および国内投資信託に投資します。

ファンド	投資対象
「B コース」 「D コース」	＜外国投資信託＞ キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラス Cdm）（ 以下「ETOP（クラス Cdm）」といいます。）
	＜国内投資信託＞ 「日本短期債券ファンド」

※「Bコース」「Dコース」ともに「ETOP（クラスCdm）」への実質投資割合を高位に維持することを基本とします。

- **投資形態　ファンド・オブ・ファンズ**

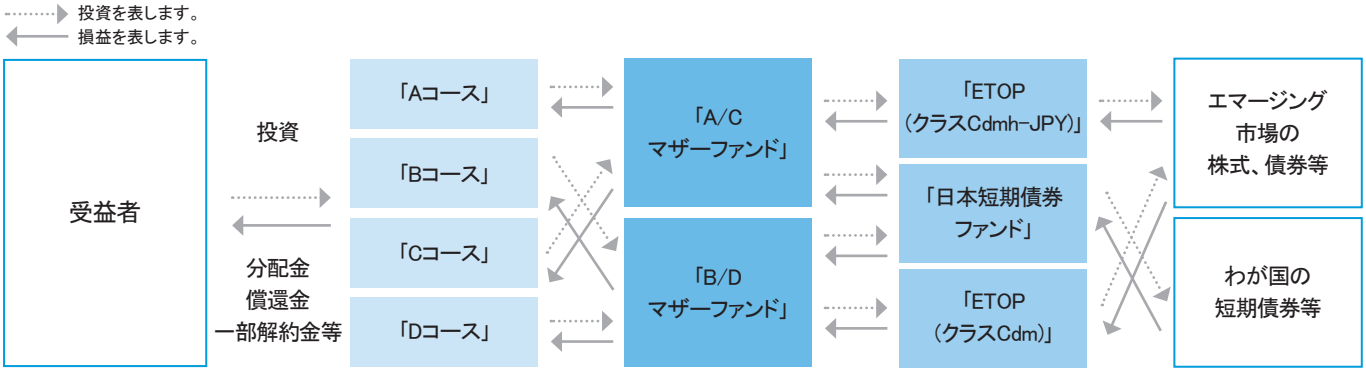

- **「Aコース」「Bコース」の決算は、原則として毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に行ない、「Cコース」「Dコース」の決算は、原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に行ない、各々の収益分配方針に基づき分配を行ないます。**

主な投資制限

各コースの主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は、行ないません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は、行ないません。

分配方針

各コースは、次の決算時に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

「Aコース」「Bコース」 原則、毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）

「Cコース」「Dコース」 原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）

- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行なわないことがあります。

  「Cコース」「Dコース」 6月および12月の決算時に、上記分配相当額に委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

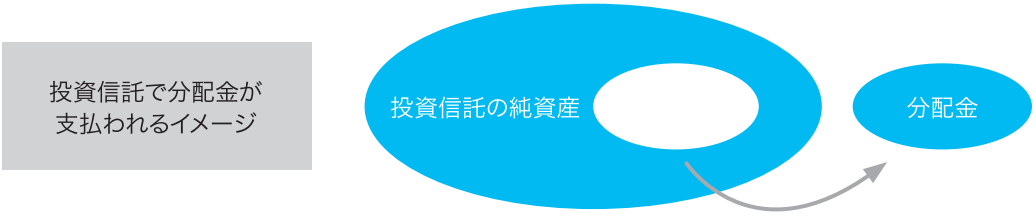

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。
  その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合

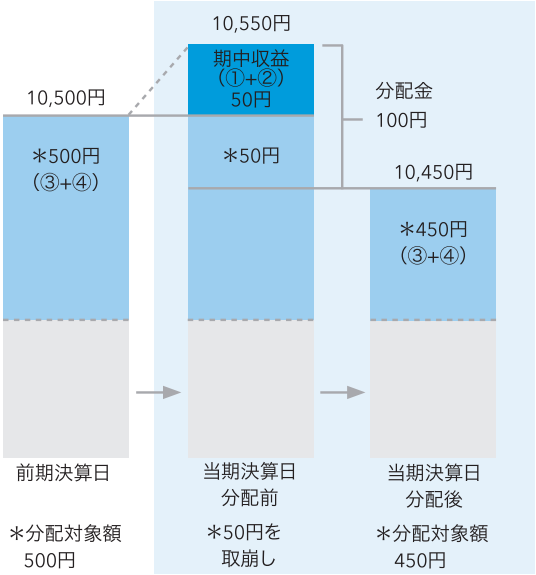

前期決算から基準価額が下落した場合

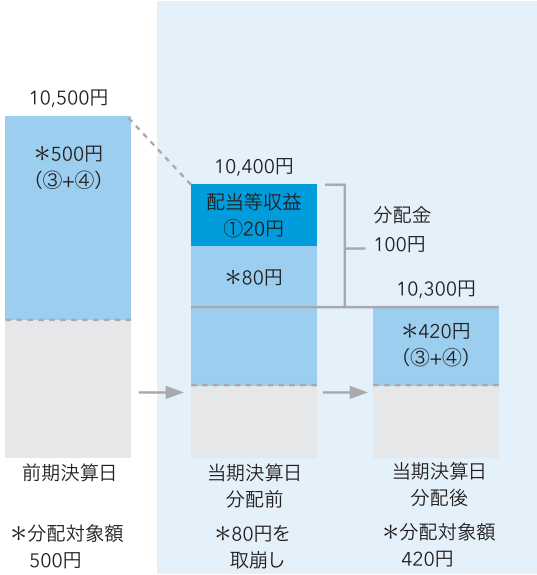

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配準備積立金：期中収益（①+②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。
収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

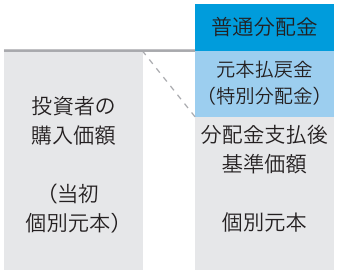

※ 元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

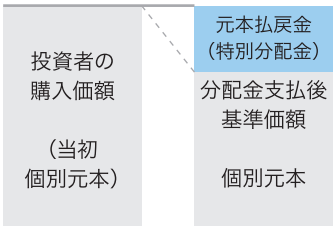

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、実質的にエマージング市場の株式、債券等の有価証券に投資を行ないますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。**従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。各ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。**
投資信託は預貯金と異なります。

- **価格変動リスク**
  各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入株式・債券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

- **為替変動リスク**
  「Aコース」「Cコース」が実質的に投資する「ETOP（クラスCdmh-JPY）」は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、「ETOP（クラスCdmh-JPY）」が保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、結果として米ドル以外の通貨と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。
  例えば、米ドル以外の通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行する等、米ドル以外の通貨と米ドルとの連動性や投資環境等が大きく変化した場合には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合があります。
  なお、為替取引を行なうにあたり取引コストがかかるため（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）、基準価額の変動要因となります。
  「Bコース」「Dコース」が実質的に投資する「ETOP（クラスCdm）」は、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動リスクがあります。
  新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
  これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

- **金利変動リスク**
  各ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

- **信用リスク**
  株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、各ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

- **流動性リスク**
  有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

- **カントリーリスク**
  投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 各ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

リスクの管理体制

委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。法務コンプライアンス部は、投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況について各ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。オペレーション部は、発注の適正な執行および決済を図り、管理徹底に努めております。なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。また、取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

「Aコース」

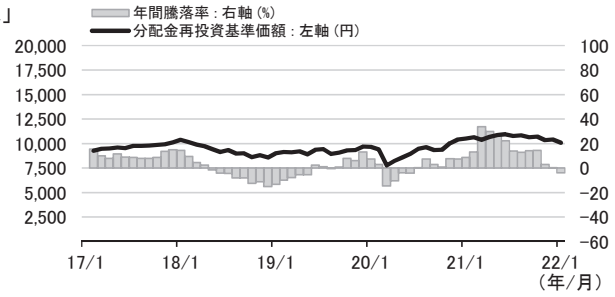

「Bコース」

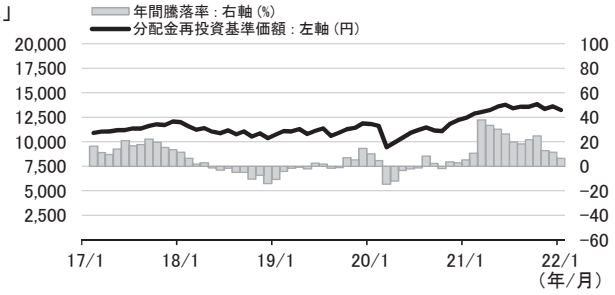

「Cコース」

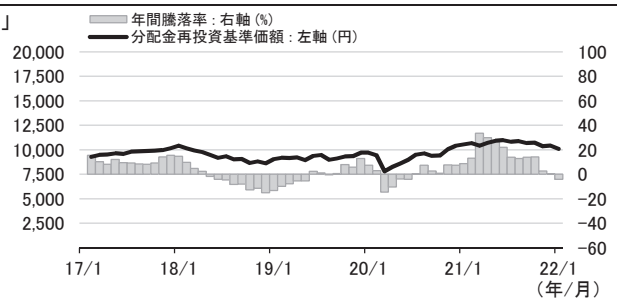

「Dコース」

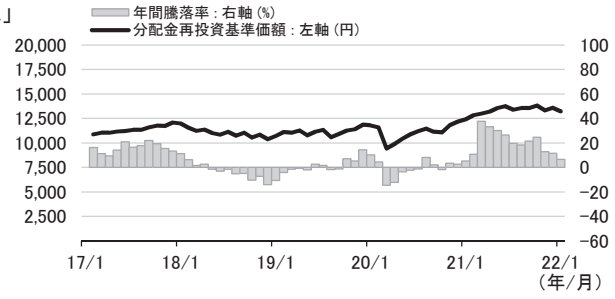

（注1）年間騰落率は、2017年2月から2022年1月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
（注2）分配金再投資基準価額は、設定日（2013年9月26日）を10,000円とした基準価額です。
（注3）分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

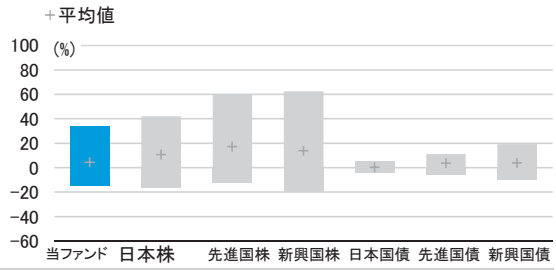

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△ 15.1	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値	4.4	10.6	17.1	13.7	0.1	3.5	4.0

（単位：%）

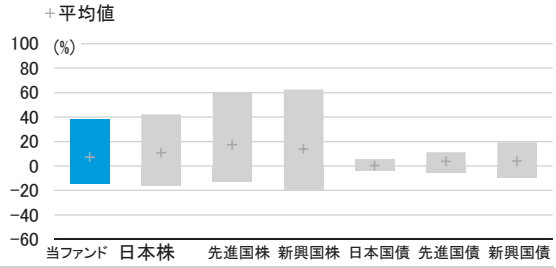

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.8	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△ 14.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値	6.9	10.6	17.1	13.7	0.1	3.5	4.0

（単位：%）

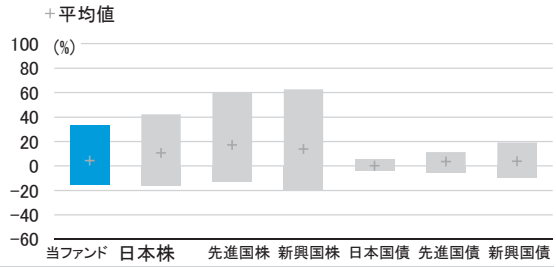

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	33.5	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△ 15.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値	4.4	10.6	17.1	13.7	0.1	3.5	4.0

（単位：%）

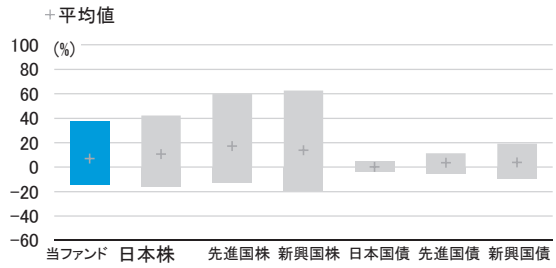

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	37.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△ 14.6	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 4.0	△ 5.4	△ 9.4
平均値	6.9	10.6	17.1	13.7	0.1	3.5	4.0

（単位：%）

（注1）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
（注2）ファンドの騰落率および代表的な資産クラスの騰落率は、2017年2月から2022年1月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞
日本株　・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX（配当込み）を表示しております。
　TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
　MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（税引前配当再投資／円ベース）を表示しております。
　MSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。
　NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス（除く日本／円ベース）を表示しております。
　FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）を表示しております。
　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

3. 運用実績

2022年1月31日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2022年1月31日）

「Aコース」

「Bコース」

「Cコース」

「Dコース」

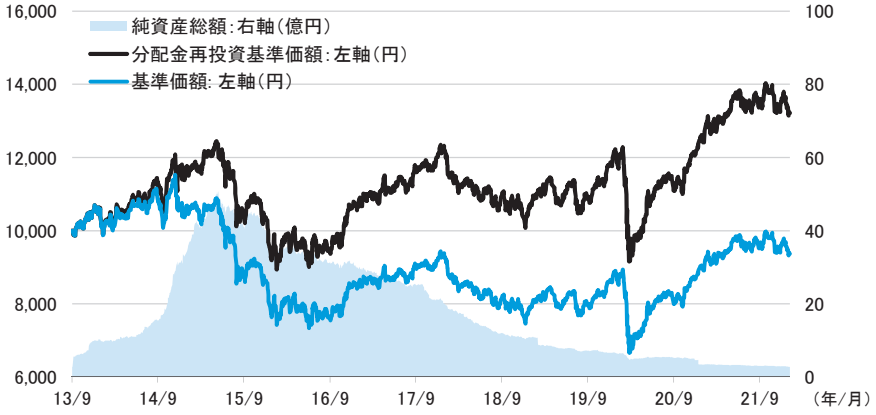

※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配金の推移

第17期	2021年12月	0円
第16期	2021年6月	0円
第15期	2020年12月	0円
第14期	2020年6月	0円
第13期	2019年12月	0円
	設定来累計	0円

第17期	2021年12月	0円
第16期	2021年6月	0円
第15期	2020年12月	0円
第14期	2020年6月	0円
第13期	2019年12月	0円
	設定来累計	0円

第100期	2022年1月	10円
第99期	2021年12月	10円
第98期	2021年11月	10円
第97期	2021年10月	10円
第96期	2021年9月	10円
第95期	2021年8月	10円
	直近1年間累計	120円
	設定来累計	1,060円

第100期	2022年1月	10円
第99期	2021年12月	10円
第98期	2021年11月	10円
第97期	2021年10月	10円
第96期	2021年9月	10円
第95期	2021年8月	10円
	直近1年間累計	120円
	設定来累計	3,260円

分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況（2022年1月31日現在）

「Aコース」「Cコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（米ドル売り円買い）の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ETOP（クラスCdmh－JPY）」	99.89
2	「日本短期債券ファンド」	0.02

「Bコース」「Dコース」

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	「ETOP（クラスCdm）」	99.83
2	「日本短期債券ファンド」	0.06

＜各コースが実質的に投資する外国投資信託（ETOP）の主要な資産の状況等＞

（2022年1月31日現在）

資産別構成比率

資産	投資比率(%)
株式	39.92
先進国通貨建て国債	22.92
現地通貨建て国債	17.48
社債	7.77
インフレ連動債	2.24
その他債券	－
現金等	9.67

通貨別構成比率

通貨名	投資比率(%)
米ドル	34.69
ユーロ	8.71
香港ドル	5.99
インドルピー	5.64
メキシコペソ	4.75
その他通貨	30.55
現金等	9.67

地域別構成比率

	投資比率(%)		
地域名	株式	債券	合計
アジア	17.14	7.42	24.56
中南米	4.44	16.13	20.57
欧州	9.79	9.39	19.18
太平洋地域	3.52	2.38	5.90
中東	0.15	3.44	3.59
アフリカ	2.40	11.19	13.58
北米	2.49	0.46	2.95

国別構成比率

	投資比率(%)		
国名	株式	債券	合計
中国	5.99	2.38	8.36
メキシコ	0.18	6.73	6.90
インド	5.39	0.42	5.81
ロシア	2.51	2.73	5.24
エジプト	0.00	4.53	4.53
その他国	25.85	33.63	59.48

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の株式部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄（株式）

順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング（TSMC）	台湾	情報技術	1.92
2	クレディコープ	ペルー	金融	1.39
3	AIAグループ	香港	金融	1.33
4	テンセント・ホールディングス	中国	コミュニケーション・サービス	1.30
5	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	英国	生活必需品	1.20
6	インフォシス	インド	情報技術	1.09
7	バリック・ゴールド	カナダ	素材	0.90
8	サムスン電子	韓国	情報技術	0.90
9	ネットワーク・インターナショナル・ホールディングス	英国	情報技術	0.89
10	新リュブリャナ銀行	スロベニア	金融	0.89

以下は、各コースが実質的に投資する外国投資信託の債券部分の上位10銘柄です。

上位10銘柄（債券）

順位	銘柄名	国名/地域名	通貨名	クーポン(%)	満期	投資比率(%)
1	メキシコ国債	メキシコ	メキシコペソ	10.0	2024年12月5日	1.62
2	メキシコ国債	メキシコ	メキシコペソ	7.5	2027年6月3日	1.41
3	チュニジア中央銀行債	チュニジア	ユーロ	6.75	2023年10月31日	1.39
4	エジプト国債（ゼロクーポン）	エジプト	エジプトポンド	0.0	2022年4月12日	1.37
5	エジプト国債	エジプト	米ドル	6.125	2022年1月31日	1.36
6	エチオピア国債	エチオピア	米ドル	6.625	2024年12月11日	1.16
7	ドミニカ共和国国債	ドミニカ共和国	米ドル	5.95	2027年1月25日	1.00
8	中国国債	中国	中国元	3.86	2049年7月22日	0.89
9	チリ国債(インフレ等指数リンク債)	チリ	チリペソ	1.9	2030年9月1日	0.74
10	ウクライナ国債	ウクライナ	米ドル	7.75	2024年9月1日	0.73

年間収益率の推移

「Aコース」

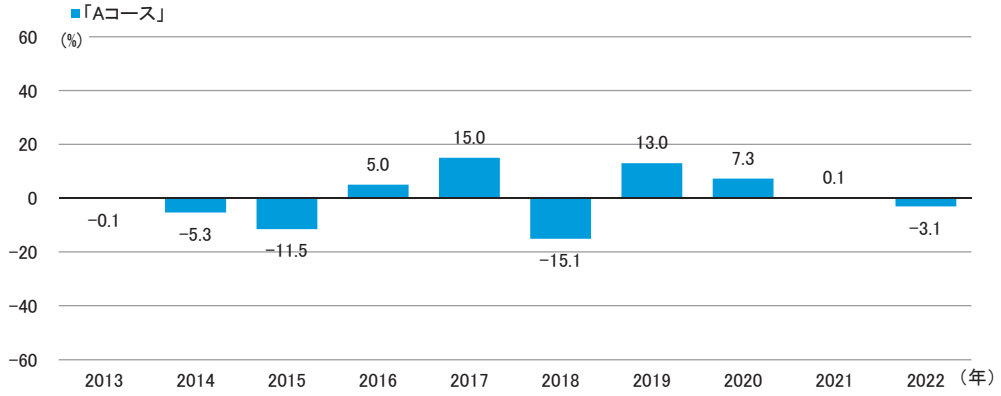

「Bコース」

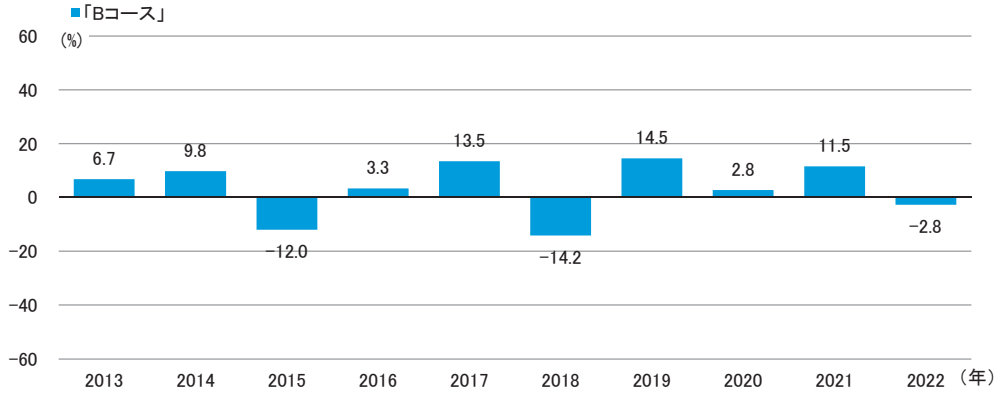

「Cコース」

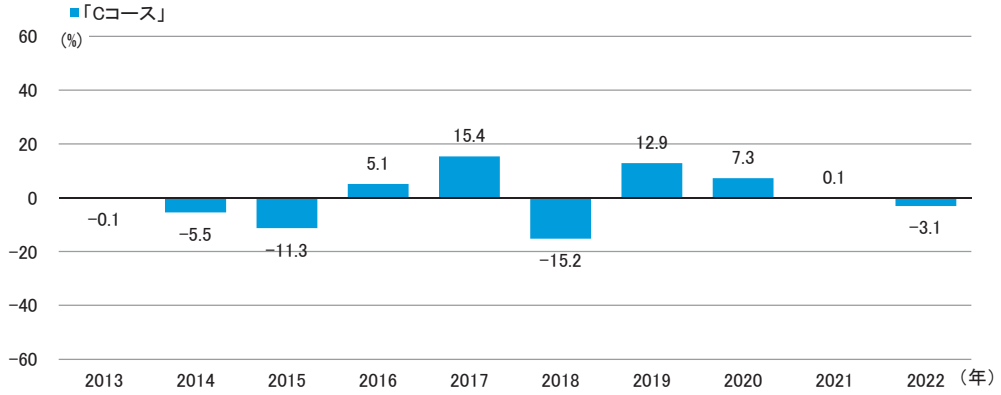

「Dコース」

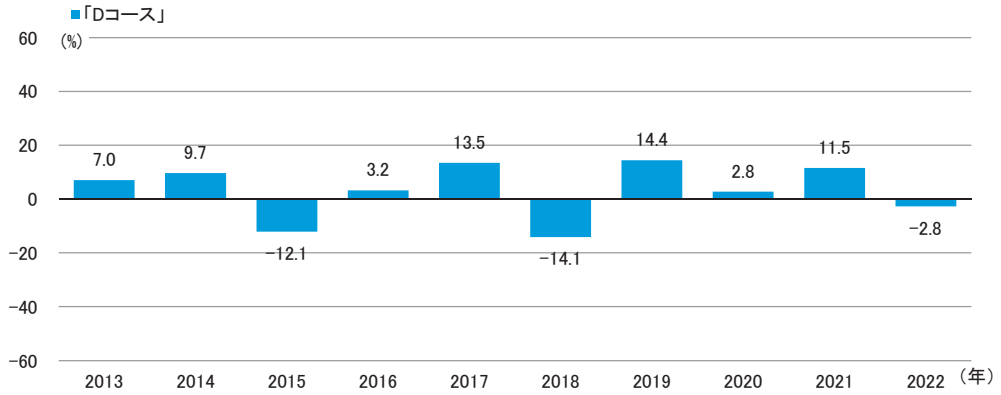

ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出。
2013年は設定日（2013年9月26日）から年末までの、2022年は年初から1月末までの収益率を表示。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則、購入申込受付日から起算して6営業日目までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2021年9月17日～2022年9月15日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込不可日	委託会社のホームページ(capitalgroup.co.jp)に申込不可日を掲載します。 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える換金のご請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金のご請求を制限する場合があります。
購入・換金等申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取消すことがあります。
スイッチング	「Aコース」「Bコース」間および「Cコース」「Dコース」間で、無手数料のスイッチングを行なうことができます。 （販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）
信託期間	無期限(2013年9月26日設定)
繰上償還	委託会社は、次に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 • 各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口または各ファンドの純資産総額を合計した額が50億円を下回ったとき • 受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
決算日	「Aコース」「Bコース」 原則、毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日） 「Cコース」「Dコース」 原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	「Aコース」「Bコース」 年2回（6月および12月）の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。なお、分配金の再投資が可能です。 「Cコース」「Dコース」 年12回（毎月）の決算時に原則として、分配方針に基づき分配を行ないます。なお、分配金の再投資が可能です。 （注） 上記分配については、委託会社の判断により行なわないことがあります。
信託金の限度額	各コース 3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6月および12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

購入・換金等のお申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社にお問い合わせいただくか、手数料を記載した書面をご覧ください。 なお、手数料率の上限は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対して3.3%（税抜3.00%）です。 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明、情報提供等、ならびに購入に関する事務コスト等の対価として、販売会社にお支払いいただく費用です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年率1.7875%（税抜1.625%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに各ファンドから支払われ、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

信託報酬		年率1.7875%（税抜1.625%）
委託会社	年率0.85%（税抜）	委託した資金の運用等の対価として
販売会社	年率0.75%（税抜）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
受託会社	年率0.025%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価とし
投資対象とする外国投資信託＊1の信託報酬		年率0.00%
投資対象とする国内投資信託＊2の信託報酬		年率0.007%程度
実質的な負担＊3		年率1.7945%程度（税込）

＊1 「ETOP（クラスCdmh-JPY）」「ETOP（クラスCdm）」の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、下記「その他の費用・手数料」に表示するファンド管理費用が別途かかります。

＊2 「日本短期債券ファンド」は、年率0.143%(税抜0.13%)を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

＊3 各ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

その他の費用・手数料	投資者が信託財産で間接的に負担するその他の費用・手数料は下記のとおりですが、これらの費用等は運用状況等により変動するものであり、その全てについては事前に料率、上限額を表示することができません。
法定開示にかかる費用	**年率0.05%以内（税込）** 委託会社は下記イ．およびロ．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ．およびロ．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。 イ．信託財産に関する法定開示のための監査費用 ロ．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成・印刷費用等
資産管理費用（カストディーフィー）	保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。
資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料	借入先との契約により適正な価格が計上されます。
受託会社による資金の立替に伴う利息	受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

その他の費用・手数料	有価証券等の売買委託手数料等	投資対象ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。
	投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用	投資対象ファンドとする外国投資信託の合計純資産額に対し、上限年率0.15%

- 法定開示にかかる費用は毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。これら以外のその他の費用・手数料等は、そのつど信託財産から支払われます。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 上記は、2022年1月31日現在のものです。2038年1月1日以降は20%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

  「NISA」および「ジュニアNISA」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。「NISA」および「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5.追加的記載事項

各コースの実質投資対象ファンドの概要

ファンド名	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdmh-JPY）／（クラスCdm）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
投資対象	エマージング市場*の株式、債券等を主な投資対象とします。 ＊先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
投資態度	• 原則としてエマージング市場の株式、債券等を主要投資対象とし、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 「ETOP（クラスCdmh-JPY）」 • 実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 「ETOP（クラスCdm）」 • 原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。 • 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	• 純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 • 同一発行体の発行する証券への投資は原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

上記は、2022年1月31日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型証券投資信託／契約型
投資対象	日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	• 日本短期債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 • NOMURA-BPI短期インデックス*をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ＊NOMURA-BPI短期インデックスに関する知的財産権は、野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 • 日本短期債券マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 • 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	• 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 • 外貨建資産への投資は行ないません。 • 有価証券先物取引等を行なうことができます。 • スワップ取引は効率的な運用に資するため行なうことができます。
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社

上記は、2022年1月31日現在のものであり、今後、委託会社等の判断その他理由により変更される場合があります。

ファンドの名称について

ファンドの名称は表に記載の正式名称または略称等で記載します。

正式名称	略称
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース （年2回決算／米ドル売り円買い）	「Aコース」 「Aコース（年2回決算／米ドル売り円買い）」 「キャピタル・エマージングストラテジーA年2（米ドル売円買）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース （年2回決算／為替ヘッジなし）	「Bコース」 「Bコース（年2回決算／為替ヘッジなし）」 「キャピタル・エマージングストラテジーB年2(為替ヘッジなし）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドCコース （毎月分配／米ドル売り円買い）	「Cコース」 「Cコース（毎月分配／米ドル売り円買い）」 「キャピタル・エマージングストラテジーC毎月（米ドル売円買）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース （毎月分配／為替ヘッジなし）	「Dコース」 「Dコース（毎月分配／為替ヘッジなし）」 「キャピタル・エマージングストラテジーD毎月(為替ヘッジなし）」

また、上記ファンドを総称して「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドAコース／Bコース／Cコース／Dコース」、各々を「ファンド」または「コース」という場合があります。

正式名称	略称
キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド （米ドル売り円買い）	「A／Cマザーファンド」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド （為替ヘッジなし）	「B／Dマザーファンド」

また、上記ファンドを総称して「マザーファンド」、各々を「マザーファンド」という場合があります。

正式名称	略称
キャピタル・グループ・ エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX） （クラスCdmh-JPY）	「ETOP（クラスCdmh-JPY）」
キャピタル・グループ・ エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX） （クラスCdm）	「ETOP（クラスCdm）」
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	「日本短期債券ファンド」

また、上記ファンドを総称して「投資対象ファンド」という場合があります。